

兵庫県公報

平成30年3月5日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例（財政課）	3
○ 県有施設等整備基金条例（管財課）	3
○ 地域創生基金条例（地域創生課）	4
○ 国民健康保険事業広域化等支援基金条例を廃止する条例（医療保険課）	5
○ 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（生活衛生課）	5
○ 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（農地整備課）	6
○ 兵庫県立都市公園条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	7
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	7

公布された法令のあらまし

●緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第1号）

国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金等を活用して行う事業が終了したことに伴い、これらの事業の資金に充てるため設置した緊急雇用就業機会創出等事業基金、社会福祉施設等防災整備基金及び自殺対策強化基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

●県有施設等整備基金条例（条例第2号）

老朽化への対応に加え、人口の減少等社会情勢の変化に伴う県民ニーズに対応した規模、機能の見直し等も含めた、県有施設その他関連する施設の計画的な修繕、改修、建替えその他の整備を推進するため、県有施設等整備基金を設置することとした。

●地域創生基金条例（条例第3号）

県政150周年を迎えることを契機として、少子高齢化、人口減少、東京圏への人口集中等の課題の克服及び将来にわたる活力ある地域社会の構築に向け、地域創生のための人口対策及び地域の元気づくりに関する施策をより積極的かつ戦略的に推進するため、地域創生基金を設置することとした。

●国民健康保険事業広域化等支援基金条例を廃止する条例（条例第4号）

国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業の終了に伴い、国民健康保険事業広域化等支援基金を廃止することとした。

●住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（条例第5号）

住宅宿泊事業に起因する騒音、近隣住民とのトラブル等の発生による県民の生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、住宅宿泊事業を営む者が講ずべき措置等を定めることとした。

1 目的

この条例は、法の規定に基づき住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、住宅宿泊事業者が講ずべき措置等を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とする。

2 区域及び期間の制限

(1) 住宅宿泊事業は、次のアからキまでに掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める期間には、実施してはならないものとする。

ア 知事が旅館業の許可を与える場合に当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかにつき意見聴取をすべきものとされる旅館業法に定める学校、児童福祉施設等の施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域 4月1日から翌年3月31日までの期間

イ 都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域 4月1日から翌年3月31日までの期間

国民健康保険事業広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第4号

国民健康保険事業広域化等支援基金条例を廃止する条例

国民健康保険事業広域化等支援基金条例（平成15年兵庫県条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年3月30日から施行する。

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例をここに公布する。

平成30年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第5号

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（以下「住宅宿泊事業」という。）の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、同条第4項に規定する住宅宿泊事業者（以下「住宅宿泊事業者」という。）が講ずべき措置等を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とする。

（区域及び期間の制限）

第2条 住宅宿泊事業は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間には、実施してはならない。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域 4月1日から翌年3月31日までの期間
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域 4月1日から翌年3月31日までの期間
 - (3) 景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項に規定する景観地区 4月1日から翌年3月31日までの期間
 - (4) 温泉法（昭和23年法律第125号）第29条の規定により指定された地域 金曜日の正午から翌週月曜日の正午までの期間及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間（以下「週末等の期間」という。）、7月1日正午から9月1日正午までの期間（以下「夏期」という。）並びに11月1日正午から翌年4月1日正午までの期間（以下「冬期」という。）
 - (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園及び兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域 週末等の期間、夏期及び冬期
 - (6) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された景観形成地区及び同条例第15条第1項の規定により指定された広域景観形成地域 週末等の期間、夏期及び冬期
 - (7) 前各号に掲げる区域に近接する区域その他の区域であって、前各号に掲げる区域に準じて住宅宿泊事業の実施を制限することが特に必要であるものとして規則で定める区域 規則で定める期間
- 2 知事は、前項第7号の規則を定めようとするときは、あらかじめ、当該規則で定めようとする区域を管轄する市町長の意見を聴くものとする。
- 3 市町長は、第1項第1号から第6号までの規定により住宅宿泊事業の実施が制限される区域内において、土地利用の状況、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案し、これらの規定による制限により難い区域があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該区域において住宅宿泊事業を実施してはならない期間の制限を解除し、又は緩和するよう知事に申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出があった場合において、その必要があると認めるときは、当該申出に係る区域について、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を別に定めることができる。

5 知事は、前項の規定により区域及び期間を定めたときは、その旨を告示するものとする。
(設備基準等)

第3条 住宅宿泊事業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第3条第3項第1号イ又はロに掲げる設備を届出住宅（法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。）に設置してはならない。

2 住宅宿泊事業者は、宿泊者の衛生及び安全の確保並びに周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する規則で定める基準を遵守し、住宅宿泊事業を適正に運営しなければならない。
(周辺住民への説明等)

第4条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、当該住宅宿泊事業の内容を周知するため、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める周辺住民その他の関係者（以下「周辺住民等」という。）に対し、説明会の開催その他規則で定める措置を行わなければならない。

2 住宅宿泊事業を営もうとする者は、前項の規定による説明会の開催その他同項の措置を行った場合において、周辺住民等から当該住宅宿泊事業の実施に関し意見又は要望があったときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

3 住宅宿泊事業を営もうとする者は、前2項の規定による取組を通じて周辺住民等の理解が得られるよう努め、その理解の下に住宅宿泊事業を適正かつ円滑に実施することができるようにしなければならない。
(届出)

第5条 法第3条第2項の届出書には、前条第1項の規定により開催した説明会の内容及び同項の規定により行った措置の内容を記録した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(協力の要請)

第6条 知事は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生、廃棄物の処理等に関し、周辺地域の生活環境の悪化を防止するため、関係市町長に対し、必要な協力を要請することができる。

(建築基準条例等との関係)

第7条 建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）その他の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく県の条例又は規則の規定において「住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「寄宿舍」とあるのは、届出住宅であるものを含むものとする。

(補則)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定は公布の日から、附則第3項の規定は同年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 新たに第2条第1項各号に掲げる区域（以下「制限区域」という。）に該当することとなった区域において、当該区域が制限区域に該当することとなった際現に法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営んでいる者は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める期間においても引き続き住宅宿泊事業を実施することができる。

3 法附則第2条第1項においてその例によることとされる法第3条第2項の届出書には、第4条第1項の規定により開催した説明会の内容及び同項の規定により行った措置の内容を記録した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

~~~~~  
兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第6号

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和39年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。